

「知的財産権強国建設綱要及び『十四五（第14次5か年）』計画 実施に関する年度推進計画」の印刷配布に関する国務院知的財産権 戦略実施活動部局間連席会議弁公室の通達

発表時間：2022年1月4日

中央組織部、中央宣伝部、中央政法委員会、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、最高人民法院、最高人民検察院、外交部、発展・改革委員会、教育部、科学技術部、工業・情報化部、公安部、司法部、財政部、人力資源・社会保障部、生態環境部、農業農村部、商務部、文化・観光部、衛生健康委員会、人民銀行、国有資産監督管理委員会、税関総署、市場監督管理総局、国家新聞出版広電総局、国家統計局、国家機関事務管理局、中国科学院、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家国防科技工業局、国家林業草原局、国家郵政局、国家中医薬管理局、国家知識産権局、中央軍事委員会装備発展部、中国国際貿易促進委員会、中国科学技術協会 御中

国務院知的財産権戦略実施活動部局間連席会議の同意を得て、ここに「知的財産権強国建設綱要及び『十四五』計画実施に関する年度推進計画」を印刷、配布する。真摯に貫徹実施されたい。

ここに通知する。

国務院知的財産権戦略実施活動部局間連席会議弁公室
(国家知識産権局代印)
2021年12月27日

知的財産権強国建設綱要及び『十四五』計画実施に関する年度推進計画

「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」と第14次5か年計画国家知的財産権保護と運用計画」を貫徹、実行し、知的財産権強国戦略の実施を徹底し、知的財産権強国の建設を加速するため、2021年から2022年までの重点任務と業務措置を明確にし、本計画を策定する。

一、知的財産権制度の整備

(一) 知的財産権の法令・規則の整備

1. 「中華人民共和国独占禁止法」、「中華人民共和国専利法実施細則」、「専利出願行為の規律に関する若干の規定」、「営業秘密保護規定」の改正を進め、「商標代理管理弁法」の制定を進める。知的財産権の基礎的な法律研究の考察を進める。「中華人民共和国商標法」のさらなる改正に関する研究の考察を着実に行う。地理的表示に関する特別立法の考察を着実に行う。（市場監督管理総局、農業農村部、国家知識産権局が担当する）
2. 「中華人民共和国著作権法実施条例」、「著作権集団管理条例」、「著作物任意登録試行弁法」、「コンピュータソフトウェア著作権登録弁法」、「著作権行政処罰実施

- 弁法」の改正を進め、「民間文学芸術作品著作权保護条例」の立法化を進める。（中央宣伝部が担当する）
3. 「中華人民共和国植物新品種保護条例」の改正を進める。（農業農村部、国家林業草原局、国家知識産権局が担当する）
 4. 「生物遺伝資源の獲得及び利益共有管理条例」の立法化を進める。（生態環境部が担当する）
 5. 「中医薬伝統的知識保護条例」の立法化を進める。（国家中医薬管理局、衛生健康委員会、国家知識産権局が担当する）
 6. 「国防専利条例」の改正を進める。（中央軍事委員会装備発展部、国家国防科技工業局、国家知識産権局が担当する）
 7. 知的財産権裁判の規律に符合する特別手続きの法制度を検討、構築し、整備する。（最高人民法院が担当する）
 8. 「農業植物品種命名規定」の改正、「農業植物新品種保護審査指南」の整備を進める。（農業農村部が担当する）
 9. 「展示会知的財産権保護弁法」の改正を進める。（商務部、中央宣伝部、市場監督管理総局、国家知識産権局が担当する）

(二) 知的財産権の重大政策の改革・整備

10. 知的財産権分野における中央と地方の財政権限・歳出責任分担の改革案を検討し、策定する。（財政部、国家知識産権局が担当する）
11. 知的財産権関連のサブ・プロジェクトを策定し、実施する。（国家知識産権局が担当する）
12. 著作権業務に関する「十四五」計画を策定する。（中央宣伝部が担当する）
13. 「人民法院知的財産権司法保護計画（2021～2025年）」を策定する。（最高人民法院が担当する）
14. 「知的財産権紛争調停業務の強化に関する意見」を策定、発表し、実施する。（国家知識産権局、中央宣伝部、司法部が担当する）
15. 専利集約型産業の付加価値の算定および公表の業務を着実に実施する。（国家統計局、国家知識産権局が担当する）
16. 研究機関における知的財産権の質の高い発展を促進するための指導意見を策定、公表する。（国家知識産権局、中国科学院、中国科学技術協会が担当する）
17. 知的財産権強省強市の建設を深化させ、中央と地方の協力・協議の仕組みを最適化し、省、市、県、工業団地および企業、大学、科学研究組織に向けて知的財産権強国建設の模範的取組みを実施し、地域の知的財産権の協調的な発展を促進する。（国家知識産権局が担当する）
18. 意匠制度の改革を模索する。（国家知識産権局が担当する）
19. 「新情勢下における国防知的財産権業務の強化に関する措置」「軍用コンピュータソフトウェア著作権登録業務暫定規則」の公布を進める。（中央軍事委員会装備発展部、中央宣伝部、財政部、国家国防科技工業局、国家知識産権局が担当する）

(三) 新興分野と特定分野の知的財産権規則の整備

20. ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、遺伝子技術などの新分野・新業態における知的財産権保護規則の制定を検討する。（中央宣伝部、国家知識産権局が職責により各自担当する）

21. IT オープンソース知的財産権コンプライアンス規格、オープンソースコミュニティコード貢献規則の規格などの制定を検討し、業界オープンソース知的財産権リスクおよびコンプライアンス問題の研究、業界オープンソース知的財産権コンプライアンスの評価と研修を強化する。（工業・情報化部が担当する）
22. 国有文芸院団、民間文化芸術公演団体の優れた舞台芸術作品の著作権保護措置を検討、整備する。デジタル文化の新製品・新業態・新モデルの知的財産権の保護を強化し、評価、権益の分配、維持のための仕組みを整備する。（文化・観光部、中央宣伝部が担当する）
23. 人工知能、ブロックチェーンなどの新技術と、ラジオ、テレビ、オンライン視聴覚分野におけるデジタル著作権保護の融合・革新に関する研究を強化する。（国家新聞出版广电总局が担当する）

二. 知的財産権保護の強化

(一) 知的財産権の司法保護の強化

24. 最高人民法院知識産権法庭の3年間の試行業務の成果と問題点を全面総括し、知識産権法院と知識産権法庭に対する指導を強化し、知的財産権の上訴メカニズムを検討、整備する。知的財産権裁判の「三合一（民事事件、行政事件、刑事事件を併行して審理する——訳注）」改革業務を継続的に推進し、知的財産権に関する民事と刑事、民事と行政が交錯する事件の処理に関する調整メカニズムの確立を模索し、知的財産権に関する民事訴訟手続きにおける繁簡分流（事件の内容によって「簡単なもの（簡易手続き）」と「複雑なもの（通常手続き）」に明確に区別し、処理を行うこと——訳注）の改革試行を継続的に推進する。（最高人民法院が担当する）
25. 「知的財産権民事侵害事件における懲罰的賠償の法律適用の若干問題に関する解釈」および「医薬品パテントリンケージの審理における法律適用の若干問題に関する規定」を制定する。（最高人民法院が担当する）
26. 独占禁止・反不正競争における司法を強化し、「最高人民法院による独占に関する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」および「中華人民共和国反不正競争法の適用の若干問題に関する解釈」を制定し、公正な競争市場の法治秩序を維持する。（最高人民法院が担当する）
27. 「中薬知的財産権の司法保護の強化に関する意見」を制定し、中薬の伝承・革新・発展を促進する。（最高人民法院が担当する）
28. 知的財産権侵害刑事事件の権利者訴訟権利義務告知制度を推進し、知的財産権検察機能の集中的かつ統一的な履行の試行を踏み込んで推進する。（最高人民検察院が担当する）
29. 知的財産権侵害刑事事件の処理に関する司法解釈と立件・追訴基準を制定し、「知的財産権侵害犯罪事件の公訴業務における証拠審査ガイドライン」を制定する。知的財産権の司法保護に関する代表事例を適時に公開する。（最高人民法院、最高人民検察院、公安部が職責により各自担当する）
30. 知的財産権を侵害する各種犯罪を厳しく取り締まり、「崑崙」特別行動を実施する。（公安部が担当する）

(二) 知的財産権の行政的保護の強化

31. 重点分野と重点地域の専利、商標、著作権の執行力を強化し、オンライン取引における知的財産権の保護を強化する。（中央宣伝部、市場監督管理総局が職責により各自担当する）

32. 重大な専利侵害紛争の行政裁決と医薬品専利紛争の早期解決メカニズムの行政裁決請求を法に基づき処理する。専利侵害紛争の行政裁決業務を秩序立てて推進する。部門を超えた知的財産権行政保護協力メカニズムを整備する。馳名商標の全チェーン保護を強化し、有名ブランドの合法的な権益に対する保護を強化する。（国家知識産権局が担当する）
33. 知的財産権分野での独占禁止の法執行を強化する。重点分野での反不正競争の法執行特別取締りの実施を深化させ、模倣品・混同、営業秘密侵害などの行為を厳しく取り締まる。（市場監督管理総局が担当する）
34. 各地の営業秘密保護基地（工業団地、企業、指導ステーション）の建設を継続的に推進するよう指導し、国の営業秘密保護基地の設立を推し進める。（市場監督管理総局が担当する）
35. 「地理的表示の保護のさらなる強化に関する指導意見」を策定、実行し、地理的表示専用標章の使用許可に関する改革を深化させる。特殊標章、公式標章、オリンピック標章の保護を強化する。（国家知識産権局、市場監督管理総局が担当する）
36. 著作権登録、集中管理などのサービスに対する管理監督を強化し、大型ウェブサイトにおける著作権に対する重点管理監督を深化させる。（中央宣伝部が担当する）
37. インターネット上の権利侵害品・海賊版を取り締まる「剣網」特別行動と冬季オリンピック著作権特別取締りを実施する。（中央宣伝部、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室、工業・情報化部、公安部が担当する）
38. 文化市場の総合的な法執行の改革を深化させ、「インターネット+観光」分野の知的財産権の保護を強化し、オンラインとオフラインの権利保護メカニズムを整備し、オンラインパフォーマンス、オンライン音楽、オンラインアニメーション市場の知的財産権の法執行行動を協力して実施する。（文化・観光部が担当する）
39. 税関による知的財産権保護を強化し、重点ルート、重要な部分における権利侵害の取締りを強め、知的財産権保護に関する「龍騰行動」、発送ルートの知的財産権保護に関する「藍網行動」、輸出積替え貨物の知的財産権保護に関する「浄網行動」を全面的に強化する。オリンピック標章の独占権の税関保護を強化する。中国税関の知的財産権保護状況の年次報告および代表事例を公開する。（税関総署が担当する）
40. 種子産業における知的財産権の保護とブランドの権利侵害を取り締まる指導意見の策定を検討し、種子産業分野における権利侵害行為を厳しく取り締まる。（農業農村部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、市場監督管理総局、国家知識産権局が担当する）
41. 「林業植物新品種保護行政法執行弁法」を改正し、2021年の中国林業植物知的財産権および林業植物新品種保護の年次報告を発表する。（国家林業草原局が担当する）
42. 宅配業者に主体責任の厳格な履行を促し、知的財産権を侵害する物品の違法な配達行為を継続的に取り締まる。（国家郵政局が担当する）

（三）長期的な保護メカニズム構築の強化

43. 2022～2023年度の「知的財産権の保護強化に関する意見」の推進計画を検討、策定する。（国家知識産権局が担当する）
44. 知的財産権保護センターと迅速権利保護センターの配置を加速し、2021年に新たに約20の知的財産権保護センターと迅速権利保護センターを設立し、2022年に知的財産権保護センターと迅速権利保護センターの地域産業配置を最適化する。（国家知識産権局が担当する）

45. 国家知的財産権保護モデル区の建設を始動する。(国家知識産権局が担当する)
46. 知的財産権保護の規範化市場の建設を強化し、電子商取引プラットフォームの知的財産権保護管理規格を普及、実施する。(国家知識産権局、市場監督管理総局が担当する)
47. 信用を基礎とする分類・等級区分管理監督の試行を推進し、知的財産権分野の公共信用情報の具体的な項目を細分化する。(国家知識産権局が担当する)
48. 知的財産権行政法執行指導制度の構築を強化する。知的財産権行政保護指導事例、代表事例および優秀事例を選定し、公表する。商標一般違法判断基準を制定、実施する。知的財産権行政保護技術調査官制度を構築、整備する。知的財産権鑑定基準の制定を推し進める。知的財産権保護の強化を支える人材チーム体系の構築・整備をさらに進め、知的財産権行政保護研修の教員チームを構築する。(国家知識産権局が担当する)
49. 知的財産権保護に関する社会満足度調査と知的財産権保護水準評価を実施する。(国家知識産権局、中央宣伝部、中央政法委員会が担当する)
50. 知的財産権紛争調停組織と仲裁機構の育成に力を入れる。知的財産権訴訟と仲裁・調停の連携ルートを円滑にし、知的財産権紛争のオンライン訴訟・調停の連携メカニズムを整備する。(国家知識産権局、中央宣伝部、最高人民法院、司法部、中国国際貿易促進委員会が担当する)
51. 知的財産権の行政における権利確認、行政法執行と司法保護の連携を高め、審査認可基準、行政法執行基準、司法裁判基準の有機的統一を促進する。(最高人民法院、中央宣伝部、国家知識産権局が担当する)
52. ソフトウェアの純正化を継続的に推進し、ソフトウェアの使用状況の年度検査を実施する。教育、医療などの特定業界と民間企業のソフトウェアの純正化業務を重点的に実施する。ソフトウェア純正化の審査内容と範囲を徐々に拡大し、ソフトウェア純正化の審査メカニズムの整備をさらに進め、ソフトウェア純正化の奨励措置の実施を模索し、業界の研修を実施し、企業のソフトウェア純正化意識を高める。(中央宣伝部、工業・情報化部、国家機関事務管理局が職責により各自担当する)
53. 部門間の協働による公開督促、監督検査、手がかり通報の仕組みを整備し、情報の共有、事件の通報、事件の移送制度を確立し、権利侵害に係る偽造品の根源の追跡および連鎖管理を強化する。(中央宣伝部、公安部、税関総署、市場監督管理総局が職責により各自担当する)
54. 知的財産権の対外譲渡審査制度を整備し、国の安全に関わる知的財産権の対外譲渡行為に対する管理を強化する。(中央宣伝部、科学技術部、農業農村部、商務部、国家林業草原局、国家知識産権局が職責により各自担当する)
55. 生物遺伝資源の調査・評価・保護業務を実施し、生物多様性に関する伝統知識の調査と目録作成を推進する。(生態環境部、農業農村部が職責により各自担当する)
56. 中国無形文化遺産研修計画および中国伝統工芸復興計画などに基づき、無形文化遺産の継承者に対する知的財産権保護研修を強化する。無形文化遺産に関する知的財産権保護制度を検討する。(文化・観光部が担当する)
57. 中国国際知的財産権仲裁委員会の設立を加速する。(中国国際貿易促進委員会が担当する)
58. 中薬伝統的知識保護研究センターの設立を推進し、中薬の伝統的知識の保護体系の構築を検討する。(国家中薬管理局が担当する)

三. 知的財産権市場の運営メカニズムの整備

(一) 知的財産権の創造の質を高める

59. 「十四五」の知的財産権発展指標を最適化し、品質指向を強化し、質の高い知的財産権発展を促進するための年度業務指針を策定し、知的財産権の品質に関する統計監視とフィードバックを強化し、専利・商標の出願段階における地方による助成を全面的に取り消すことを推進する。イノベーションの保護を目的としない非正常専利出願、使用を目的としない商標の悪意による登録に対する取締りを行う。（国家知識産権局が担当する）
60. 知的財産権審査の品質と効率を継続的に高め、スマート審査技術の応用を強化し、審査の優先ルートを整備し、専利、商標の全フロー審査の品質管理メカニズムを構築し、整備する。「商標審査審理指南」を貫徹実施し、商標登録審査認可メカニズムの改革を全面的に実施する。（国家知識産権局が担当する）
61. 「中央企業による知的財産業務の質の高い発展の推進に関する指導意見」の実施を深化させ、中央企業が高価値専利の創造、保護、運用を強化するよう指導する。（国有資産監督管理委員会、国家知識産権局が担当する）
62. 林業植物新品種の試験体系の構築を推進し、試験指南の策定進度を加速し、林業植物新品種の現場審査専門家データベースの構築を整備する。（国家林業草原局が担当する）

(二) 知的財産権の総合的な運用の強化

63. 「専利ナビゲーション業務の強化に関する通知」を発表し、専利ナビゲーションサービス基地の建設を推進し、一連の専利ナビゲーション指南の国家規格の実施を普及させ、重点分野について専利ナビゲーションプロジェクトを実施する。（国家知識産権局が担当する）
64. 企業、大学、研究機関における知的財産権管理体系の整備を推し進め、国際標準化機構（ISO）のイノベーションと知的財産権管理体系を普及させる。（国家知識産権局、市場監督管理総局が担当する）
65. 知的財産権管理標準化体系の構築を強化し、専利評価ガイドライン、企業の知的財産権管理規範、商品取引市場の知的財産権保護規範などの国家規格の制定・改正を加速する。（市場監督管理総局、国家知識産権局が担当する）
66. 知的財産権サービス業の管理監督を継続的に強化し、知的財産権サービス業の分類・等級区分評価業務を推進し、専利代理機関の開業許可の審査認可における告知承諾制度の改革を全面的に普及させる。（国家知識産権局が担当する）
67. 商標ブランド戦略の実施を深化させ、産業クラスターブランドと地域ブランドの商標化を押し進め、「商標ブランド指導ステーション建設のさらなる強化に関する通知」を発表し、商標ブランド指導ステーションの建設を推し進める。（国家知識産権局が担当する）
68. 地理的表示の実施に着手し、農村振興活動に助力する。（国家知識産権局、農業農村部が担当する）
69. 地理的表示農産物保護プロジェクトの実施を深化させる。（農業農村部、国家知識産権局が職責により各自担当する）
70. 中小企業の知的財産戦略推進プロジェクトの実施を深化させる。（工業・情報化部、国家知識産権局が担当する）
71. 財政的に資金援助される科学研究プロジェクトの知的財産権形成のための声明制度と管理監督メカニズムの構築を推し進める。（国家知識産権局、科学技術部が担当する）

72. 大学と研究機関における知的財産権業務を踏み込んで推進し、大学、研究機関における知的財産権の質の高い発展に関する政策文書を貫徹実施し、知的財産権の全過程管理を強化し、職務科学技術成果の公開制度と専利申請前評価制度を構築、整備する。大学専門化国家技術移転機関構築の試行事業を実施する。科学研究者への職務科学技術成果の所有権又は長期的使用権の付与に関する試行業務を指導する。（教育部、科学技術部、財政部、国家知識産権局、中国科学院、中国科学技術協会が職責により各自担当する）
73. 国家科学技術計画プロジェクトの全サイクルの知的財産権管理とサービスを強化し、科学技術計画専利早期警報とナビゲーションサービスの実施を模索し、国家科学技術成果ライブラリを構築する。科学技術成果の転化に関する年次報告制度を推進し、技術契約認定と科学技術成果登録弁法を整備する。（科学技術部が担当する）
74. 林業植物専利と優良植物新品種の転化運用を推し進め、林業植物の知的財産権の基礎データベースと情報共有プラットフォームの構築を強化する。（国家林業草原局が担当する）
75. 中国科学院傘下単位の品質管理基準貫徹業務の実施を推進し、知的財産権の全過程管理を核とする科学技術成果管理体系を構築し、知的財産権の規範管理の内部監査制度および外部監査制度を実施する。知的財産権の全過程サービスと市場化運営業務を継続的に実施する。（中国科学院が担当する）
76. 知的財産権の軍民融合試行業務を完了させ、複製可能、普及可能な経験を総括する。（国家知識産権局、中央軍事委員会装備發展部が担当する）
77. 「国防工業科学技術成果の民間転化の促進に関する実施意見」の実行を推進し、「国防科学技術工業の知的財産権転化目録（第7弾）」を発表する。軍事貿易輸出、国際協力における知的財産権審査メカニズムを整備する。（国家国防科技工業局、財政部、国家知識産権局が担当する）

（三）知的財産権の市場化運営の促進

78. 知的財産権運営サービス体系重点都市の建設を加速し、重点産業分野と産業クラスターに産業知的財産権運営センター群を配置、設立する。知的財産権運営メカニズム政策を制定、整備し、運営取引規則を整備し、運営プラットフォームの管理監督を強化し、財政資金で支援する重点都市に対して全過程業績管理を実行する。（財政部、国家知識産権局が職責により各自担当する）
79. 全国著作権モデル都市、モデル工業団地（基地）、モデル単位の創設と国家著作権革新發展基地の試行業務を推進する。著作権展示会における許可取引の体系を整備し、特化した専門的な国家著作権取引センター（貿易基地）を設立する。（中央宣伝部が担当する）
80. 知的財産権の質権設定情報プラットフォームの構築を推進する。（發展改革委員会、中国銀行保險監督管理委員会、国家知識産権局が担当する）
81. 知的財産権融資モデルの刷新を規範的に模索し、企業が知的財産権関連保険に加入することを奨励し、融資保証機関が知的財産権に適した保証製品を開発することを奨励し、知的財産担保融資のリスク分担の新しいモデルを模索する。ビジネス環境革新試行都市において、中国人民銀行征信センターの動産融資統一登記公示システムと関連保証情報の共有・相互運用を行い、動産・権利保証登録情報の統一照会を推進する。（中央宣伝部、財政部、人民銀行、中国銀行保險監督管理委員会、国家知識産権局が職責により各自担当する）

82. 知的財産権の質権設定登記と譲渡許可の届出管理制度を整備し、データの収集分析および公開利用を強化する。（国家知識産権局が担当する）
83. 知的財産権評価体系を整備し、知的財産権資産評価準則を改正、整備する。専利開放許諾制度を実施し、専利転化特別計画を実施する。（財政部、国家知識産権局が職責により各自担当する）
84. 企業が知的財産権会計情報を適切に開示するよう指導する。上場企業に対して、知的財産権情報開示に関する規定を厳格に実施するよう促す。知的財産権の証券化を規範的に模索する。（中央宣伝部、財政部、中国証券監督管理委員会、国家知識産権局が職責により各自担当する）
85. 知的財産権サービス輸出基地を建設し、知的財産権サービス業とサービス貿易の質の高い発展を促進する。（商務部、国家知識産権局が担当する）

四. 知的財産権の公共サービス水準を高める

86. 「知的財産権分野の『放・管・服（行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化）』改革の深化と良好なビジネス環境の構築に関する実施意見」を実行し、中国ビジネス環境評価体系の知的財産権評価業務に継続的に協力し、評価結果の有効な運用を徹底する。（国家知識産権局が担当する）
87. 知的財産権保護情報プラットフォーム、商標登録管理プラットフォームなどの情報化プロジェクトの立案を推し進める。階層分類により省級、地市级の総合性知的財産権公共サービス機関の設立を指導する。WIPO 技術・イノベーション支援センター (TISC) 100 か所の第一期設立目標を完了し、中国での TISC 第二期設立を推し進める。国家知的財産情報公共サービス拠点の届出業務を実施し、全国 31 省（自治区、直轄市）の完全網羅を実現する。（国家知識産権局が担当する）
88. 「ワンストップ」サービスの実現に向け、各種サービス窓口の統合・最適化を継続する。国家知的財産情報公共サービスネットワークと新世代の地方専利検索・分析システムを最適化し、広報・普及を適切に行い、業務サービス、行政サービス、情報サービスの「一網通弁（インターネットを活用したワンストップ公共サービス——訳注）」を継続的に推進する。知的財産権の受付ロビーと受付窓口の公共サービス協調メカニズムの役割を十分に発揮させ、窓口の規範化・標準化を推進する。（国家知識産権局が担当する）
89. 公共サービスの規範化と一律性の水準を高め、「国家知識産権局公共サービス事項リスト」（第 1 版）を公表し、さらに公共サービス事項の処理指南を統一的に公布し、リスト管理制度を整備する。知的財産権業務取扱証明事項の告知承諾制度の全面实施を推し進め、政府情報資源の共有、信用システムの構築などの業務の協調的な推進を強化し、承諾事項の事中・事後抜き打ち調査を実施する。「知的財産基礎情報データ規範」の適用を普及させる。（国家知識産権局、人民銀行が担当する）
90. 大学国家知的財産権情報サービスセンターの設立を加速し、「大学知的財産権情報サービスセンター設立実施弁法」を改正、公布し、大学国家知的財産権情報サービスセンター100 か所設立の目標を達成する。（国家知識産権局、教育部が担当する）
91. 知的財産権データの開放・共有を拡大し、知的財産権の基礎データの開放範囲を拡大し、関連サービスシステムを最適化し、ユーザー体験を向上させる。「知的財産権基礎データ利用ガイドライン」の適用を普及させる。（国家知識産権局が担当する）
92. 国防科学技術工業知的財産権情報プラットフォームの適用を普及させ、重点技術分野で専利技術ナビゲーションを実施する。（国家国防科技工業局が担当する）

五. 良好な知的財産権の人的・社会的環境の醸成

(一) 知的財産権の文化理念を大いに提唱する

93. 世界知的所有権の日、全国知的財産宣伝ウィーク、中国国際専利技術と製品交易会、中国（無錫）国際設計博覧会、中国国際著作権博覧会、中国インターネット著作権保護・発展大会、国際著作権フォーラムなどの大規模イベントを滞りなく開催する。（中央宣伝部、国家知識産権局が職責により各自担当する）
94. 知的財産権の広報・教育・普及および法律の普及を強化し、小・中学校における知的財産権教育活動を深化させる。全国の大学生向けの著作権エッセイ募集活動を継続的に実施する。（中央宣伝部、教育部、司法部、国家知識産権局が職責により各自担当する）
95. 全国科学普及デー、全国科学技術活動週間などの重点科学普及活動に基づき、知的財産権科学普及活動を実施し、知的財産権科学普及資源の構築を積極的に推し進める。（科学技術部、中国科学技術協会が担当する）

(二) 知的財産権事業発展の基礎を固める

96. 知的財産権専門学位の設置に関する業務の考察を推し進める。（教育部、国家知識産権局が担当する）
97. 全国知的財産権専門能力向上研修計画を策定する。まとまった数の質の高い講座を開設し、中国知的財産権遠隔教育プラットフォームを利用して、知的財産権オンライン研修を着実に推進する。地方知的財産権行政管理者の系統的な研修を実施する。（国家知識産権局が担当する）
98. 知的財産権分野の専門技術人材育成研修の実施を深化させ、知的財産権専門職の職務評価業務を着実に実施する。（国家知識産権局、人力資源社会保障部が担当する）
99. 知的財産権人材の誘致育成支援を強化する。中央管理の指導グループと指導幹部の審査において、知的財産権などに関する業務の効果を理解することに注意を払う。関連部門が幹部の知的財産権研修を強化するよう継続的に指導する。（中央組織部、国家知識産権局が担当する）
100. 大学が知的財産権関連の専攻を設置し、一流の専攻と一流のカリキュラムを設置する「双万計画」を実施し、知的財産権の「ゴールデン専攻」「ゴールデン・カリキュラム」を創設し、大学による知的財産権関連の新たな文系科研究・改革実践プロジェクトの実施を支援する。「長江学者奨励計画」ポストの設置などを通じて知的財産権理論の革新を誘導、奨励する。（教育部が担当する）

六. 知的財産権のグローバルガバナンスへの深い関与

101. 世界知的所有権機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）などの多国間の枠組みの下でのグローバルガバナンスに積極的に関与し、重点国家・地域との実務協力を深め、知的財産および関連する国際貿易・国際投資などに関する国際規則・規格の整備を推し進める。対外広報を強化し、中国の知的財産権の物語を正確に語り、発展途上国向けの知的財産権研修を実施する。（中央宣伝部、最高人民法院、外交部、商務部、市場監督管理総局、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が職責により各自担当する）
102. 「放送機関の保護に関する国際条約」、「伝統的文化表現等の保護に関する条約」などの交渉プロセスを継続的に推進し、「マラケシュ条約」の国内実施を推し進め、「工業製品意匠の国際登録に関するハーグ協定」への中国の加盟を加速する。（中央

宣伝部、外交部、司法部、商務部、国家新聞出版広電総局、国家知識産権局が職責により各自担当する)

103. 「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の知的財産権章と中欧地理的表示に関する保護協力協定の実施を推し進める。日中韓、中国・ノルウェー、中国・イスラエル間などで交渉中の自由貿易協定における知的財産権問題の交渉を継続的に推進し、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」への加盟プロセスを積極的に推進する。(中央宣伝部、外交部、農業農村部、商務部、国家林業草原局、国家知識産権局が職責により各自担当する)
104. 国家海外知的財産権紛争対応指導センターの設立を強化し、海外知的財産権情報供給サービスを強化し、企業の海外知的財産権紛争対応指導の業務を強化する。(国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が担当する)
105. 企業の海外知的財産権リスク早期警告と権利保護援助を強化し、知的財産権に関わる渉外リスク予防・抑制体系の構築を模索する。(中央宣伝部、商務部、国家知識産権局、中国国際貿易促進委員会が職責により各自担当する)
106. 「一帯一路」共同建設の国・地域に重点を置き、中国企業の海外における知的財産権の保護状況について調査を行い、関連国を対象とした保護状況評価メカニズムを検討、構築する。重点国家・地域の知的財産権リスク評価プロジェクトを継続的に推し進め、かつ定期的に報告を発表し、重点国家・地域の知的財産権保護国別指南を作成し、重点国家の年度知的財産権関連訴訟調査報告および代表事例などを公表する。(国家知識産権局、商務部、中国国際貿易促進委員会が担当する)
107. 「一帯一路」共同建設の国・地域の知的財産権に係る実務協力を深化させ、「一帯一路」共同建設の国・地域に専利検索、審査、研修などの多様化したサービスを提供し、情報、データ資源分野での協力を推進する。「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議を適宜開催する。(国家知識産権局、中央宣伝部、外交部、商務部が担当する)
108. BRICS 諸国、アジア太平洋経済協力(APEC)、中国と米国・欧州・日本・韓国、中国と日本・韓国、中国とモンゴル・ロシア、中国とASEANなど、小規模・多国間の知的財産権協力に深く関与し、各国の政策や業務規則について交流を強化し、産業界が関連協力メカニズムに積極的に参加することを支援し、BRICS 特許庁局長会議と BRICS 知的財産権協力メカニズム会議を主催する。EU、日本、ロシアなどの主要貿易パートナーとの二国間知的財産権協力協定を強化する。知的財産権審査業務協力を強化し、「特許審査ハイウェイ」国際協力ネットワークを最適化する。(商務部、国家知識産権局が職責により各自担当する)
109. 各国の法執行部門、インターポール、世界税関機構などと多国間の知的財産権法執行の協力および交流を深める。税関の国境を越えた協力メカニズムを構築し、知的財産権の税関での法執行情報の交換・共有を強化する。(公安部、税関総署が職責により各自担当する)
110. 中国自主デジタル著作権保護と緊急放送技術規格の海外普及・応用プロジェクトを実施し、「一帯一路」沿線国に向けた技術規格の宣伝・普及を実施する。(国家新聞出版広電総局が担当する)

七. 組織保障の強化

111. 「知的財産権強国建設綱要(2021~2035年)」の重点任務に関する分業案を策定し、知的財産権強国戦略実施の動態調整メカニズムを検討、構築し、年度モニタリングを

- 実施し、業務任務の実施状況に対して監督・検査を行い、関連業務の評価に組み入れる。（連席会議弁公室、連席会議の会員単位が担当する）
112. 工業・情報化分野の知的財産権実施案を策定する。（工業・情報化部が担当する）
113. 知的財産権強国の林業・草原年度推進計画を策定する。（国家林業草原局が担当する）
114. 中国の知的財産権の発展状況年度評価報告書を作成し、発表する。（連席会議弁公室が担当する）
115. 国家知的財産権戦略実施研究基地の建設を強化し、知的財産権強国戦略実施のための研究支援を強化する。（連席会議弁公室が担当する）

上記の各任務分担の中で、複数の部門が担当する場合、最初に記載した部門を筆頭部門とし、その他を参画部門とする。

出所：2022年1月4日付け中国国家知識産権局ウェブサイト
http://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/4/art_542_172584.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。